

## 播磨圏域成長戦略会議規約（案）

## 第1章 総則

## （趣旨）

第1条 播磨圏域の持続的な成長を図ることを目的として、播磨圏域の産学金官民が一体となり、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン等を策定し、及び推進するため、「播磨圏域成長戦略会議」（以下「本会議」という。）を設置する。

## （圏域）

第2条 本会議における「播磨圏域」とは、姫路市及び姫路市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結した市町により構成される圏域をいう。

## （活動）

第3条 本会議は、第1条の目的を達成するため、播磨圏域を中心として、次の活動を行う。

- (1) 播磨圏域が取り組む施策に係る意見交換及び協議に関すること。
- (2) 都市圏ビジョン等の策定に関すること。
- (3) 都市圏ビジョン等の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

2 本会議の活動においては、特定の団体又は個人の営利を目的とした活動は行わない。

## 第2章 委員

## （構成員）

第4条 本会議の委員は、本会議の目的及び活動の趣旨に賛同する次の団体の代表をもって構成する。

- (1) 各市町の代表

播磨圏域を構成する市町の首長

- (2) 関係団体の代表

本会議の活動を支援し、及び推進する団体であつて、会長の依頼に基づき参加するものの代表

2 本会議にはオブザーバーを置くことができる。

オブザーバーは、本会議に対して助言を行うものであるが、議決権及び発議権をもたない。

## （会長）

第5条 本会議に会長及び4人の副会長を置く。会長は姫路市長とする。副会長は、前条第1項に掲げる委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、本会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順位に基づき、その職務を代行する。

(任期等)

第6条 委員及びオブザーバー（以下「委員等」という）の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、就任初年度における委員の任期は、当該年度末までとする。

2 委員等が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員等は、原則として無報酬とする。

### 第3章 会議

(構成)

第7条 会議は、委員等をもって構成する。

(開催)

第8条 会議は、会長が招集する。

(座長)

第9条 会議の座長は、会長が務める。

(定足数)

第10条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、代理の者が出席したときは、当該委員は出席したものとみなす。

### 第4章 事務局

(設置)

第11条 本会議の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、姫路市が担当する。

### 第5章 雑則

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成26年7月2日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成28年2月24日から施行する。